

ながおか

市議会だより

No.133

2001.11.1



お花畑きれいだね！

～10月21日・千秋が原ふるさとの森で～

—— 9月定例会 ——

決算審査特別委員会を設置 (P2)

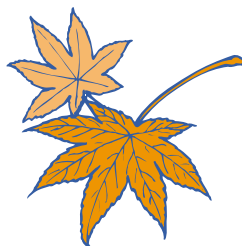
市政の内容を聞く (P3～11)

地方分権下における
市議会の活性化を決議 (P12)

議員提出の決議1件 意見書4件などを可決

9月定例会

九月定例会は、九月十一日から二十一日までの十一日間の会期で開かれました。
この定例会では、十二人の議員が市政に対する一般質問を行ったほか、市長提出議案十三件、議員提出の決議一件、意見書四件、請願四件を審査し、それぞれ掲載のとおり決まりました。



決算審査 特別委員会を設置

平成十二年度の一般会計・特別会計決算及び水道事業会計決算が、九月定例会に提出されました。市議会では提出された決算を専門的に審査するため、「決算審査特別委員会」を設置し、

提出された決算を閉会中も継続して審査することに決まりました。

委員会は、十一月六～八日の三日間の予定で開催され、予算の執行が適正に行われていたかをきめ細かく審査します。
なお、委員には左表の十六人が選任されました。

決算審査 特別委員会委員

- | | | |
|---------------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| ●大池 藤 笠 高 関 酒 家 五 加 大 小 恩 田 櫻 小 | ●新 芳 則 正 貴 正 文 一 正 正 誠 成 | ●肇 一 雄 雄 義 志 春 洋 雄 康 幸 忠 夫 郎 守 治 |
|---------------------------------|--------------------------|----------------------------------|

◎委員長 ○副委員長

教育委員会委員の 選任などに同意

九月二十一日の本会議において、次の方を選任または推薦することに同意しました。

▼教育委員会委員
内藤 博子(新任)
殿町三丁目五番地一四

▼人権擁護委員

- | | | | |
|-----------------------|--------------------------|----------------------------|------------------------|
| 春日 浩三(再任)
千代栄町一一番地 | 金子 典子(再任)
今朝白一丁目六番二七号 | 松本 邦夫(再任)
宮本町三丁目甲二六四六番地 | 畑 七起(新任)
西宮内一丁目七三番地 |
|-----------------------|--------------------------|----------------------------|------------------------|

7月臨時会

●市長が提出したもの

<契約の締結>

- ・陸上競技場再公認整備工事
- ・グレステンスキーゲレンデ整備工事

9月定例会

●議員が提出したもの

<決議>

- ・地方分権下における市議会の活性化に関する決議

<意見書>

- ・私学助成の拡充に関する意見書
- ・授産施設設置に関する意見書
- ・京都議定書の早期発効と地球温暖化防止対策に関する意見書
- ・セーフガードの本格発動に関する意見書

●市長が提出したもの

<新しくできた条例>

- ・保育園条例

<一部改正された条例>

- ・市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- ・市税条例
- ・市立へき地保育所条例
- ・下水道条例

<補正予算>

- ・13年度一般会計
- ・ 〃 国民健康保険特別会計

<財産の取得>

- ・ロータリ除雪車

<人事>

- ・教育委員会委員の選任
- ・人権擁護委員の推薦

<その他>

- ・市道路線の認定、変更及び廃止

<継続審査となったもの>

- ・12年度一般会計・特別会計決算
- ・ 〃 水道事業会計決算

7月臨時会、9月定例会で決まった案件

市政の内容を聞く



3～11ページは、9月11、12日に開かれた
本会議での一般質問と答弁をまとめました。

市町村合併 期限までに間に合うのか

問 現在、国では合併特例法による合併市町村への財政支援措置を講じ、市町村合併を強力に推進している。しかし、合併するかしないかは、それぞれの市町村の住民がよく話し合って決めることである。国・県からの情報は余りにも合併推進に偏っており、これでは自分たちのまちの未来について話し合う材料が不十分だと思うがどうか。

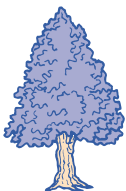
答 市町村合併は、国のためにやるものでも、国が無理やりさせるものでもなく、住民の利益のために行うものです。したがって、長岡地域の発展あるいは地域住民の利益という観点のみから、自主的に判断していくつもりであり、何があっても合併するとか、何があっても合併しないなどということは考えていません。また、その手続きも、現在国が進めているのは、あくまでも自主的な合併を目指すものであり、住民の自主的な決定が最優先されるものと理解しています。

問 市町村合併は避けては通れない緊急の課題となってきたが、これまで長岡圏域では、新潟圏域、上越圏域と比較して目立った進展が見られていない。合併特例法の期限は平成十七年三月であり、そこから逆算すると、法定協議会は十五年五月までに設置しなければならぬが、現在のようテンポで間に合うのか。

答 長岡圏域は、新潟圏域、上越圏域と異なり、これまで正式に合併の議論がなされておらず、いわばゼロからの出発です。また、周辺市町村の多くが当市に吸収合併されるという意識を持っており、そのことに対する反発が大きい。冷静に話し合う下地ができていないと感じました。そこで、冷静な議論のための下地をつくる目的で、十三市町村のデータベースをつ

12人の議員が 一般質問を行いました

- 田中 誠一郎**
・外郭団体の経営状況について
・教育行政について
- 笠井 則雄**
・地方交付税問題について
・地域経済の活性化について
・学校図書館の充実について
- 五十嵐 清光**
・県営屋内プール建設場所の変更について
- 五井 文雄**
・景気の状態とその対策について
- 竹島 良子**
・ドメスティック・バイオレンス法施行に当たっての施策について
・教育問題について
・介護保険について
- 関 貴志**
・環境基本計画の見直しについて
- 加藤 一康**
・情報水道構想について
- 家老 洋**
・長岡型農業の立ち上げについて
- 山田 保一郎**
・高齢化社会に対応した住宅政策について
・E S C O事業の導入について
・出産費貸付制度について
- 小熊 正志**
・「e-ネットシティながおか」について
- 石橋 幸男**
・市町村合併について
・新しい歴史教科書について
・地場産業の発展について
- 大地 正幸**
・市町村合併について



e-ネットシティながおか 具体的にどう進める

問 平成十三年三月、「長岡市情報水道構想」が策定され、そこには、全国的に先行した通信環境を整備し、都市間競争力の向上と魅力あるIT（情報技術）先進都市を目標とした「e-ネットシティながおか」の実現を目指すところがあるが、具体的にどんな社会を実現したいのか。

答 豊かな市民生活の実現と地域経済の活性化を基本目標とし、双方向の高速ネットワークを活用して、教育、防災、IT関連産業の振興を重点的に行うことにしています。また、そのためのコンテンツの開発は、行政や民間事業者だけでなく、大勢の市民からも自由に意見を出していただき、魅力あるコンテンツを整備していきたいと考えています。さらに、電子市役所の実現に向けて、行政手続きの電子化や公共サービスの向上

にも取り組み、全国自治体の中でも一歩も二歩も進んだ情報先進都市を目指していきます。

問 教育分野での情報化を推進するため、平成十四年度中に全教室でインターネットに接続できる環境を整備してはどうか。

答 小泉首相が、所信表明演説で米百俵の故事を引用されて、当市は教育都市として全国的に有名になりました。そこで、今後教育の分野で具体的に全国に誇れるような「e-ネットシティながおか」らしい施策を実現したいと考えています。

全教室からインターネットに接続できる環境整備は、非常に価値がありますので、国の施策も視野に入れながら、来年度に向け、実施方法について経済性技術性等を勘案しながら検討したいと考えています。

問 インターネット接続率の目標を早期に達成するため、多様なIT講習会を開催してはどうか。

答 現在、国の委託事業により、単年度事業として初心者を対象に実施していますが、多くの市民からレベルアップした講座の開催の要望もいただいていますので、来年度以降は内容を充実するとともに、多様な講座を開設し、情報化社会に対応し

たいと望む市民の要望にこたえたいと考えています。

情報水道構想の 事業スケジュールは

問 情報水道構想に、当初考えられていた、全国的にもトップクラスである当市の下水道普及率を生かした下水道光ファイバー整備が盛り込まれていないが、その理由は何か。

答 構想では、下水道管きよ内に光ファイバーを敷設することを

言及しており、現段階で下水道管きよを全く利用しないことには決まっているわけではありませんが、ただ、構想を実現する上で、光ファイバーを下水道に通すか地上に通すかは本質的な問題ではなく、予算的にどちらかが有利であるかを比較しながら検討していきたいと考えています。

問 構想では、各家庭に百メガビット、企業などには一ギガ

ビットという具体的な大容量の目標値が示されている。しかし、大容量化すれば、当然工事費にもはね返ってくると思うが、設定に当たっては市民、企業に対し、ニーズ調査を行ったのか。

答 市内の情報通信環境の高速化への要望は、市政モニター、市長への手紙、インターネット会議室などを通じ、多く寄せられています。また、目標値の設定については市民や企業から成る長岡市IT戦略会議で決定されたものです。

この数値でのネットワーク環境は、国内でもあまり例のない非常に先進的なものであり、また先進的な情報通信基盤を他地域に先駆けて整備することで、新しい需要を創造し、IT関連産業の振興をはじめとする地域経済の活性化を図ろうという、将来を見通したものです。

問 構想では、モデル地区を選定し、五百世帯のモニターを募り、実証実験を行うことになっているが、対象となる地域はどこか。また、それに伴うモニターへの負担額や全体の事業費はどの程度か。

答 モデル地区の選定に当たっては、これまで市内で放送・通信事業を展開し、地域情報化に貢献してきた事業者を圧迫し

長岡市情報水道構想とは…

市民が、水道水のように蛇口をひねる感覚で、いつでも、どこでも、手軽に、好きなだけ情報を取得できるよう、常時接続可能な高速・大容量インターネットアクセス網を構築する構想のこと。各家庭には1秒当たり100メガビット、学校・事業所には1秒当たり1ギガビットを目標とする光ファイバーによる超高速ネットワークの整備を進める（1ギガは100メガの10倍）。

ないよう、そのサービス提供エリアが望ましいこと、また民間通信事業者が市場原理に基づいて事業展開している中心市街地を避けること、さらにはできるだけ少ない経費で効果的な実証実験が可能となるよう、またまったエリアである程度のモニター数が確保できることの三点から検討し、現時点では青葉台地区を有力な候補と検討しています。

モニターの負担費用やモデル地区での事業費等は、現在検討中ですが、いずれもできるだけ低く抑えたいと考えており、来年度当初予算で事業費を計上し、整備したいと考えています。

首都圏を中心とした 受注促進を

問 現在の当市の景況感をどのように感じているのか。

答 八月の日本銀行新潟支店の金融経済動向及び当市が八月に実施した景況調査、さらに企業訪問景況調査によれば、公共投資、住宅投資が低調に推移しているほか、個人消費についても一部に猛暑効果が見られたものの、全体的に見れば厳しい状況が続いていると考えています。

海外需要の低迷により、輸出関連業種の受注が大幅に減少しており、設備資金についても情報通信関連企業を中心に先送りする動きがあります。また、多くの業界で減産体制を強化する動きが見られ、こうした状況の中、有効求人倍率も低調に推移し、雇用環境も厳しい状況が続いており、景気は一段と悪化していると感じています。

問 今までも、当市は企業とともに県外等への積極的な受注活動を行ってきたが、これからは市と企業、情報機関の三者が一体となり、情報量が豊富な首都圏に力点を置いた受注活動が必要だと思うがどうか。

答 中小企業の受注促進活動は、厳しい経済情勢の中で、特に重点事項ととらえ、精力的に事業に取り組んでいます。

中でも、経営環境の厳しい鉄工・鋳物業界、アパレル業界及び木工家具業界の受注促進については、市、長岡商工会議所、関係組合等から成る受注促進委員会を組織し、企業訪問をはじめ、受注情報ホームページやガイドブックの作成及び有力企業招へい等の受注活動を積極的に展開しています。この結果、鉄工、鋳物の受注促進事業においては、平成十二年度に全体で十件、約一億円の受注成果があり、今年度は現在までに首都圏を中心に既に二十社を訪問し、三件約七百万円を受注しています。

また、最近ではインターネットを活用した受発注サイトも全国的に稼働していますので、これらのデータも利用しながら、首都圏をはじめ全国の情報を収集し、受注促進委員会を中心に連携を密にし、受注促進事業を推進したいと考えています。

早急な 中小企業金融対策を

問 中小企業の金融対策として、借り換え融資や返済期間の延長など、当市制度融資の条件緩和が緊急に求められていると思うがどうか。

答 当市では、これまで中小企業の経営環境の悪化に伴う対策として、景気対策特別融資や中小企業関連倒産防止等特別融資制度を創設し、資金需要にこたえてきましたが、景気の状態は依然として回復せず、中小企業には原資の返済の負担が重く、のしかかっている状況です。

このような状況から、当面制度融資の条件を緩和し、企業における負担の軽減を図る必要があると考えています。

具体的な対策としては、制度融資の貸付実績の中で八割以上を占めている中小企業振興資金普通貸付制度について、同一制度内での借り換えを可能にし、さらに据え置き期間を延長する方向で、現在金融機関と協議をしているところです。

地方交付税の削減反対 国に対し強く要望を

問 地方交付税制度の改正に伴い、今年度は交付額が減額となった。その内容は、地方交付税から、地方自治体の借金である臨時財政対策債に振りかわったものであり、来年度は今年度の二倍の減額になると聞いており、当市に大きな影響をもたらすと思うが、影響額はどのぐらいになるのか。

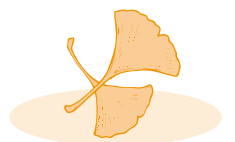
答 今年度の影響額は、八億二千七百五十万三千円であり、来年度は、今年度の二倍の十六億五千五百万円程度になるものと考えています。

問 政府の「骨太の方針」の中で、地方交付税について事業補正や段階補正の見直しに伴う減額が打ち出されており、地方に大きな負担を求めているが、削減しないように国に対して要望してはどうか。

答 来年度は政府の聖域なき構造改革の一環として地方交付税制度が見直されることになっており、削減額については現段階では明らかではありませんが、大きな影響があるものと考えています。

交付税の見直しについては、各自治体とも共通の課題です。で、市長会では既に地方交付税の引き上げによる総額の確保や、交付税額の削減に反対する要望書を国に提出しております。今後も機会をとらえ、引き続き国に要望したいと考えています。

また、税源の移譲については、現在議論されているところですが、国においては、税源の移譲を含めた国と地方の税源配分についても検討することになっていきます。税源の移譲が国と地方との問題の抜本的な解決策と考えられますので、機会をとらえて、国から地方への税源の移譲を積極的に要望したいと考えています。



外郭団体の経営状況 公表した基本的考えは

問 市政日より八月号で、外郭団体等経営改善委員会による当市の外郭団体の経営状況の調査結果が公表されたが、公表に当たっての基本的な考えはどうか。

答 私は、当市を市民の知恵と力が最大限に生きる「市民力」のまちにしたいと考えており、そのために市政の情報を、いい点ばかりではなく、悪い点も含めて市民にガラス張りにして、自由な議論や話し合いの中から、市民の知恵と力が発揮される条件をつくるのが重要であると考えています。そういう基本姿勢の中で、外郭団体の経営状況を公表しましたが、今後とも可能な限り情報を提供し、市民の知恵と力をいただきながら、運営が効率的、効果的に行われるよう努力していきます。

問 公表された中身を見ると、長引く景気の低迷からか、長岡グランドホテルの経営は大変厳しいものがあると、外郭団体等経営改善委員会は指摘している。ホテル経営に対して、筆頭株主である当市の責任はどうか。



長岡グランドホテル

答 筆頭株主としての市の責任は、出資金の範囲内で果たすべき有限责任であり、出資金が無駄にならないように市民の立場に立って最善を尽くし、経営を監督することでありますので、今後ともホテルの経営状況について市民に可能な限り情報提供しながら、ホテルに対しては経営改善を求めるといふ形で、その責任を果たしていきたいと考えています。



介護保険料 滞納者への対応は

問 十月からいよいよ介護保険料の満額徴収が開始されるが、生活困窮者を救うという立場から、低所得者の保険料を軽減してはどうか。

答 低所得者の保険料については、独自の軽減策を実施している市町村が全国で何カ所かありますが、それなりの理由があつて実施しているのではないかと思われま

す。当市の場合、七月の保険料確定時点で、低所得者層である第一、第二段階に区分される人の割合は、第一段階が〇・七％、第二段階が二・二・四％となっております。この割合は全国平均の第一段階二・二％、第二段階二・九％を大きく下回っており、特に低所得者が多いという状況にはなっています。

さらに、収入が少なく保険料の支払いが困難な人については、例えば生活保護の申請を勧

めるなど、納付相談の中で個々の状況に応じて対応していますので、今のところ一律の軽減は考えていません。

問 介護保険制度では、保険料を一年以上滞納している人に対し、保険給付の償還払い等の給付制限を行うという対策が科せられる仕組みになっている。保険料滞納者に対する対策が機械的に実施されることのないよう対応してほしいがどうか。

答 幸い、現在要介護認定者の中に保険料滞納者対策の対象者はいませんが、今後発生する可能性はあります。保険料滞納者に対する対策は、保険料を納付していただくことが目的ですので、機械的に行うことなく、個別に窓口相談や訪問相談を行うなど、保険料滞納者に対する納付相談に重点を置き、納付制限に至ることのないよう努めていきたいと考えています。

このような国の動きに連動する制度として、新潟市では八月から国保加入者が出産した場合に支給する出産育児一時金を直接病院に支払う受領委任払制度を始めたが、当市でもこの制度を導入してはどうか。

答 出産費の貸付制度は、手続が複雑なことや既に実施している団体において利用実績が極めて少ないことなどにより、全国的にはなかなか広まらない状況下にあります。

一方、受領委任払制度は、被保険者から受領委任を受けた医療機関の請求により、市が直接出産育児一時金を医療機関に支払うこととなるため、手続きも簡素化され、貸付制度よりも有効な手段であると考えます。

現在、当市の出産育児一時金の支払いは、原則として申請後に口座振替で行っていますが、被保険者の事情により医療機関への支払いを急がれる場合には、申し出により申請当日に現金による支払いを行っています。この現金による即日払いの利用は、平成十二年度に五件の申し出があり、いずれも要望どおりの支払いを行っていることから、受領委任払制度の実施については、今後の即日払いの状況を見て検討したいと考えています。

出産育児一時金 受領委任払制度の 実施を

問 国では、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、被保険者負担の軽減を図るため、出産費の貸付制度の実施に取り組むよう、積極的に要請している。

学校図書館に 専任司書教諭の配置を

問 学校図書館は、学校教育に欠くことのできない基礎的設備であるものの、専任の司書教諭が不足しているため、本来の機能を發揮できず、単なる図書室になっっている。

答 平成九年の学校図書館法の改正により、十五年度以降、十二学級以上の学校には司書教諭を配置しなければならないが、国の対応方針はどうか。

問 また、国の方針を受けた当市の考えはどうか。

答 学校図書館法では、司書教諭は司書教諭の講習を修了した者でなければならないとされており、平成九年の法令改正は、司書教諭の計画的な養成、発令を促進することを目的としたものです。このため、国は司書教諭の資格を持つ教諭を計画的に養成し、発令の促進を行ってきたところであり、法令改正以後、

司書教諭有資格者は確実に増加しています。

当市としては、国の基本的な方針を踏まえ、市内各学校において資格取得講習の受講及び司書教諭の発令が進むよう、指導していきます。

問 学校図書館の充実には、専任の職員の配置が重要であり、他市では、専任の職員が一人配置されただけで教育効果が上がっている例がある。

答 当市でも、専任の司書教諭が配置されるまで、市単独で司書を配置してはどうか。

問 これからの司書教諭の役割の重要性は認識していますが、教職員の配置については県が措置することになっていきますので、市単独で司書を配置する考えはありますか。

答 今後は、司書教諭を中心として地域の図書館ボランティアを活用するなど、地域や保護者との連携も視野に入れて、学校全体で読書活動、図書館活動の一層の推進に努めていきたいと考えています。

新しい歴史教科書 採択しなかった 理由

新しい歴史教科書をつくる会の中学校歴史教科書は、日本は正しい戦争をしたと教えようとする戦後かつてない教科書であり、国内外の批判が高まる中、公立中学校ではほとんど採択されなかった。当市においても採択されず、このことは高く評価したいが、この歴史教科書

問 採択しなかった理由は何か。

答 教科書採択は、数ある教科書の中から、当市の子供たちに最もふさわしいものを一種だけ選定するというものであり、長岡地区教科用図書採択協議会の協議結果を受け、当市で採択した中学校社会科の歴史教科書は、教育出版社発行のもので、教育出版社の教科書は、語句の解説が見開きの左右に配置され、より確かな理解に役立つていることや、参考資料や使いやすさの点で優れており、未来社会をつくる子供たちを育成するための歴史学習という視点で編集されているなどの理由で、他社の教科書に比べ評価が高く、その結果、他社の教科書を採択しなかったというものです。

県営屋内プール 建設場所の変更を

問 難航していた県営屋内プールの建設地が、このたび正式に悠久山地区に決定したが、財政面、交通アクセス、隣接する県立歴史博物館との相乗効果などを考えると、ネオトピア長岡第二ゾーンに建設した方がよいと思うがどうか。

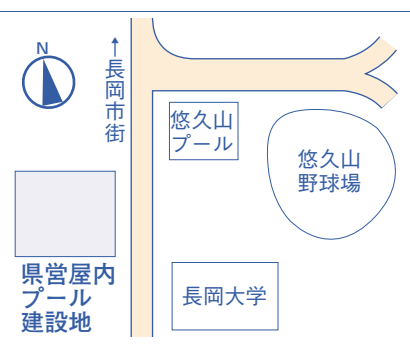
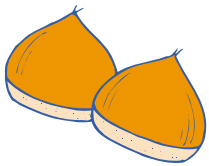
答 悠久山地区に決定した要件は、土地が公園事業の補助対象となり、財政的に有利であること、多くの市民が利用しやすい、県の基幹スポーツ施設としてふさわしいこと、既存施設が効率的に利用でき、また水泳関係者から賛成が得られたことが挙げられます。

問 これらの要件を一つ一つ個別に悠久山地区に当てはめれば、長所だけでなく、短所もありますが、その短所のみを取り上げ一つ一つ否定していく方法は、私どもが総合的な見地で考えた方法とは全く異なる手法です。

答 これまで、三月議会で悠久山公園整備拡張事業費を議決いただき、その後も議員協議会で何度か説明しており、もっと早く提案をいただければ検討の対象になったと思います。

問 県の基幹スポーツ施設としてふさわしい環境整備をしてほしいという県の意向に沿ったものと聞いているが、ナイター設備のない野球場とプールだけの悠久山地区が、なぜ基幹スポーツ施設といえるのか。

答 悠久山プールは長年、お山のプールとして親しまれ、悠久山地区は水泳、野球のスポーツゾーンとして、また憩いの場として多くの市民から利用され親しまれており、周辺のスポーツ施設や環境などを総合的に判断すると、他の地区と比較してもその機能は十分優れていると考えています。



まちづくり条例の制定に どう取り組む

問 郊外大型店の出店対策として、まちの顔である商店街を守り、まちを生かす条例が全国各地で制定されている。

当市でも、長岡商工会議所が中心となり、まちづくり条例調査研究委員会がスタートし、当市もオプザーバーとして参加しているが、条例の制定に向け、具体的にどう取り組むのか。

答 中心市街地の活性化、地場産業の育成など早急に解決しなければならぬ問題や、将来の当市にとって必要な施策については、市民や関係機関と連携を図りながら検討を進める必要があると思っており、具体的な

政策の検討をきちんと行う中で、条例にふさわしいものがあれば、条例の制定についても検討したいと考えています。

問 空き店舗対策と、商売の創業者を育成支援する事業として、平成十二年度からチャレンジショップに取り組んでいるが、これまでの評価と今後の対応はどうか。

答 起業意欲にあふれ、出店したい人に、空き店舗の一角を一年間提供し、最終的には独立開業してもらおうというこの事業は、県内では初めてのものであり、六月に第一期生の五人全員が独立開業を果たしています。そのうち三人が中心市街地に出展し、おのおの精力的に営業活動を行い、中心市街地の魅力と活性化の実現に効果を上げています。

現在は、第二期生として四人が挑戦しており、研修内容をさらに充実し、本格出店時のためのアドバイザーを行いながら、中心市街地出店を目指し、空き店舗の解消にぎわいづくりを進めていきたいと考えています。



チャレンジショップ「リード・ブロー」

性の学力としての 性教育の必要性は

問 青少年の性行動が高校生を中心に活発化し、低年齢化が進展している中、性についての正しい知識を深めることが求められている。性の学力として、学校での性教育が必要だと思うがどうか。

答 近年、児童・生徒の身体的な発達や成熟が非常に早くなり、性に関する誤った情報がはびこっていることから、児童・生徒の性に関する悩みや不安が多様化、複雑化しており、そうしたことが人格の無視や生命の軽視といった問題につながったりするのではないかと考えています。

そこで、学校における性教育については、単に体の仕組みや発達についての理学的な指導ではなく、人間尊重の精神を基盤として、児童・生徒が性に関する科学的知識を理解するとともに、男女平等や生命尊重の精神

を持ち、諸問題に対して適切な行動ができるような指導が必要ではないかと思っています。したがって、性教育に関するとらえ方が大きく広がり、また深まっていると認識しており、学校において体系的かつ組織的にさまざまな分野から指導していく必要性がますます高まっていくのではないかと考えています。

問 総合的な学習の時間などを活用し、系統的な性教育を行うてはどうか。

答 性教育の目的を達成するためには、教育活動全体を通じて身体的、精神的、社会的側面から総合的に指導を行う必要があると考えており、また小学校一年生から中学校三年生までの一貫性のある内容を継続的かつ計画的に指導することが必要です。

このため、当市では正しい知識を学ぶことができるよう、平成五年三月に性に関する指導の手引を作成しました。各学校では、この手引に基づき、学習を進めるとともに、特別活動において相互補完的な指導を行っています。

指摘のように、今後は総合的な学習の時間での指導も念頭におき、みずから考え、判断し、

適切な行動ができる、生きる力の育成に一層努めていきたいと考えています。

心の教育の推進を

問 心豊かでたくましい子供たちを育てるため、今年度から取り組んでいる「心の教育市民連携推進事業」の一環として、「ふれあい教育委員会」が開催されているが、その内容と参加者の反応はどうか。

答 これは、市民の代表と教育委員がバネリストとなり、家庭、地域、学校の連携のあり方を主なテーマとして、会場内の参加者と一緒に懇談を進めるもので、八月までに四回実施し、それぞれ百三十人ほどの市民が参加しています。

参加者からは「改めて子育てについて考えるよい機会を提供してもらった」「家庭に帰ってから父親と子供への接し方について話し合いたい」などの感想をいただくなど、心の教育の重要性を認識している人が増え、また認識も深まっていると受け止めています。若い父親の参加が少ないことから、今後、も事業のあり方を工夫し、改善を加えながら、啓発活動を継続したいと考えています。

環境基本計画の見直しを

基本理念が施策に反映されていない。

この理念を絵に描いたものに終わらせることなく、地球温暖化対策のための持続可能な都市の実現に向けたより実効性の高い施策を行うために、環境基本計画の見直しが必要だと思いませんか。

【答】環境基本計画では、温暖化対策として二酸化炭素排出量の削減と未利用エネルギーの活用、都市の緑化などを施策の柱に掲げており、具体的には庁舎内での省エネルギーと省資源、

【問】 当市の環境基本計画は、平成八年三月に策定され、五年以上の月日が経過した。この計画では、良好な環境の将来世代への継承を基本理念とし、環境問題の現状を、生命存続の基盤が損なわれつつあると認識しているが、

グリーン購入とリサイクルの推進、職員のノーマイカーデーなどのほか、下水消化ガスの有効利用やごみ焼却の余熱利用、自転車道の整備なども進めていまます。これら施策を実施しても、二酸化炭素の排出量の削減は全世界から見れば、ごくわずかですが、できることからやってみようということから環境基本計画が成り立っていることを理解いただきたいと思います。

もちろん、この計画は時代の進展などにあわせて、個別具体の計画を逐次見直しますし、市役所内部で取り組んでいる環境のための市役所行動計画についても、地球温暖化対策推進法の制定を受け、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の把握とその削減を新たに盛り込んだ長岡市地球温暖化対策実



「長岡市環境基本計画」冊子

行計画に改定するため、現在検討を進めています。

いずれにしても、現行の環境基本計画を着実に推進していくことが大事であり、また最も有効な方法ではないかと思えますが、指摘の点も中期的に、また目標を別につくるかどうかも含めて、検討したいと考えています。

ESCO事業の導入を

【問】 民間の資金やノウハウを活用して庁舎の省エネルギーを進めるESCO事業が注目されており、幾つかの自治体でも導入されている。経費の削減と環境対策、さらには新ビジネスの育成と、一石三鳥の事業であることから、当市でも導入してはどうか。

【答】 この事業は、徹底した省エネルギーを目指すための民間のノウハウを大いに活用した手法であると承知しており、コストの低減など行財政改善の視点からも大いに検討してみる価値があると思っています。

しかし、この事業を導入している自治体がまだ少ないので、これまでの取り組みによる効果も検証しながら、今後研究していきたいと思えます。

高齢化社会に対応した住宅政策を

【問】 高齢者の入居を拒否しない住宅の登録制度、家賃債務保証制度、高齢者向け優良賃貸住宅制度などを盛り込んだ高齢者居住安定確保法が八月に施行された。

【答】 高年齢者の居住水準の向上だけでなく、福祉との連携も視野に入れた住宅政策が大きく前進すると思うがどうか。

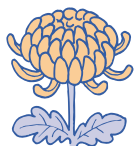
【問】 この法律が施行されたことにより、当市の住宅政策マスタープランに掲げている、高齢者が安心して快適に住み続けることのできる住まいづくりを進めるための有力な手段になり得るものと理解しています。

特に、高齢者向け優良賃貸住宅制度については、非常に需要があるものと考えられますので、この制度を立ち上げるための要綱を今年度中に整備し、要綱ができましたら、民間事業者と協力、連携しながら、積極的に制度のPRに努めたいと考えています。

【問】 阪神・淡路大震災を契機に、他人同士の単身高齢者がプライバシーを保ちながら、生活空間の一部を共同化する共生型住まいへの関心が高まっている。近くに親族がおらず、孤立した生活になる事態を防ぐ有効な事業だと思うので、当市でも導入してはどうか。

【答】 この事業は、大都市から始まっており、民間が主体となるものです。設計の段階から一緒に住む人がグループを組んで設計に対し注文を出すなどして進めていくものであり、市民が主体にならないとなかなか実現しないものと思っています。

需要があれば、積極的に進めたい事業ですが、市民ニーズの発掘が最大の課題ですので、どういう形でニーズを的確に把握するかが今後の研究課題だと思っております。目途がつけば、実現に一歩近づくのではないかと考えています。



土地改良事業と 農業後継者の就農状況は

備事業に重点を置いて基盤整備を進めており、整備率は川西地区で八一%、川東地区で一五%、市全体で四二%となっており、現在整備の遅れている川東地区を中心に、市内八地区で事業を促進し、これらが完了すると市全体では五六%に高まる予定です。

また、ほ場整備事業を契機として、認定農業者や生産組織の育成に努めているところであり、認定農業者は二百名を超え、生産組織数は三十五となっております。

問 当市では、平成八年に将来の農業の方向を見据えた中で、農政の指針となる農業・農村活性化構想を策定し、これに基づき地域の特性を踏まえた諸施策を積極的に展開しているが、

当市としては、これら認定農業者が地域の中でリーダーとして活躍できる体制づくりを、今後とも関係機関と協議しながら進めていきたいと考えています。

問 当市の食料自給率と学校給食の長岡農産物の使用状況はどうか。

答 近年、消費者の間から地場産の新鮮でおいしい農産物を求める声や、地場産農産物を学校給食の食材として使ってほしいという声をよく耳にします。現在、生産者、消費者、地元市場関係者、学校給食関係者などとの間で推進体制の整備や課題について話し合いを進めているところであり、野菜農家をはじめとする地元農家の育成と消費の拡大に結びつけていきたいと考えています。



阪之上小学校の給食で

市民の声を県政、国政に

意見書を提出

私立高校に対する助成の拡充を 私学助成の拡充に関する意見書

《要旨》私立高校は、公立高校とともに、次代を担う人材の育成という学校教育の重要な役割を担っていますが、学費が公立高校に比べて著しく高いため、保護者の経済的負担は重く、私学選択を妨げる大きな要因となっています。また、生徒減少期を迎えている今日、定員割れを生じる私立高校も出ており、私立高校の経営は困難な状況にあります。

よって、私立高校が教育の重要な一翼を担っている現状を踏まえ、私学助成を拡充されるよう、要望します。

授産施設の早期設置を

授産施設設置に関する意見書

《要旨》当市では、市立養護学校高等部から来春初めての卒業生を送り出そうとしていますが、一般企業に雇用されることが困難な卒業生の受け入れ先である通所授産施設は少なく、卒業後の行く先がないのが現状です。「社会参加と自立」を目標に学校教育を受けたにもかかわらず、ここで中断されることは本人や保護者の希望を断ち切ることになり、地域や社会との結びつきを希薄にし、精神的、身体的にも負担が大きくなります。

よって、障害者の社会参加と自立のため、市立養護学校卒業生の希望者全員が通所できる新規の授産施設を早期に設置されるよう、要望します。

次の4件の意見書を、内閣総理大臣をはじめ、関係行政庁、国会及び県知事に提出し、その実現を要請しました。

一刻も早い京都議定書の^{ひじゅん}批准、発効を 京都議定書の早期発効と 地球温暖化防止対策に関する意見書

《要旨》京都議定書は、10年に及ぶ国際社会の温暖化防止に向けた取り組みの尊い結実であり、これを2002年に発効させるためには、日本政府としてしかるべき時期に批准することが求められており、特に環境負荷の小さい自然エネルギーの開発を促進するための法制度の整備を早急に行うべきであります。

よって、京都議定書の早期批准と、国内の地球温暖化防止対策を強力に推進するとともに、京都議定書の一刻も早い発効のため最大限の努力をされるよう、要望します。

早急なセーフガード本格発動を

セーフガードの本格発動に関する意見書

《要旨》政府は、輸入の急増で打撃を受けている長ネギ、生シイタケ及び畳表の生産を守るためのセーフガード（緊急輸入制限措置）を暫定発動しましたが、いまだ本格発動に踏み切っていません。国内農業を守り発展させることは、消費者の食を守ることにともなり、食料をこれ以上輸入に頼ることは、食料の安定供給の面でも極めて危ういものとならざるを得ません。

よって、長ネギ、生シイタケ及び畳表に対するセーフガードの早急な本格発動などを要望します。

配偶者や恋人からの暴力 行政による防止対策は

問 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が十月に施行されることになり、配偶者や恋人からの暴力は犯罪であると法的に認められる。

最近では、殺人事件にまで至る実態も明らかになってきていることから、被害者の一時保護の場であるシェルターが必要だと思

うがどうか。

答 現在、県内には一時保護機能を持つ公的施設は二カ所ありますが、当市にはなく、被害者への対応は、市の婦人相談員が窓口となり、二カ所ある施設へつなぐようにしています。あまり身近な場所にシェルターを設けると、加害者が押しか

けるということから、遠い方が適当だという意見もありますので、被害の実態を見ながら考えていかなければならないと思います。

一番大切なことは、緊急の相談の受け皿をきちんと充実させることであり、市の婦人相談員だけでなく、警察をはじめとする各機関との調整や、市内でもシェルターの運営を始めた団体もありますので、そういう団体との連携を深めながら、対策を講じたいと考えています。

委員会の行政視察を実施

市議会の4常任委員会と議会運営委員会では毎年、先進都市などへの行政視察を行っています。

今年度の視察地及び視察項目は、次のとおりです。

●総務委員会

(9月26～28日)

倉敷市

- ・男女共同参画都市宣言
- ・消防庁舎

徳山市

- ・市町村合併

下関市

- ・行政情報化基本計画
- ・職員倫理条例

福岡市

- ・市民防災センター

●文教社会委員会

(11月13～15日)

高松市

- ・サンクリスタル高松
- ・成人式のあり方

今治市

- ・身体障害者療護施設
今治療護園

松山市

- ・えひめこどもの城

●産業環境委員会

(10月16～18日)

新庄市

- ・新庄TCM株式会社

秋田県雄物川町

- ・福地土地改良区

郡山市

- ・農業センター

●建設委員会

(9月25～27日)

宮崎県

- ・大淀川河川事業

宮崎市

- ・コミュニティゾーン形成
- ・ボランティアによる道路パトロール隊

日向市

- ・連続立体交差事業

大分市

- ・大分駅周辺総合整備事業

●議会運営委員会

(11月20～22日)

静岡市、半田市、掛川市

- ・議会運営

みなさんからの

請願・陳情

九月定例会に提出された請願は四件、陳情は二件で、それぞれ次のとおり決まりました。

請願

採択されたもの

- ▼私学助成の拡充に関する請願
学校法人帝京蒼柴学園
帝京長岡中学・高等学校
校長 服部 郁子ほか
- ▼市立養護学校卒業生が通所できる授産施設設置に関する請願
市立養護学校PTA会長 坂内さつき

陳情

報告されたもの

- ▼WTO農業交渉への意見反映に関する陳情
食とみどり、水を守る新潟県民会議議長 目黒吉之助
- ▼宮内中学校の校舎・屋内運動場改築に関する陳情
宮内中学校改築促進期成同盟会長 木内 定一ほか

一部削除の申し出を承認し採択されたもの

- ▼セーフガードの本格発動と品目拡大に関する請願
農民運動新潟県連合会
代表 町田 拡
- ▼京都議定書の早期発効とさらなる地球温暖化防止対策に関する請願
いのちと緑を守る新潟県民の会県幹事 伊佐 保全

市議会ホームページへアクセスを

市議会ホームページでは、議員の紹介、議会の構成や傍聴の方法などのほか、PDF版で市議会だよりも掲載していますので、ぜひご覧ください。

アドレスは次のとおりです。

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp>

地方分権下における 市議会の活性化を決議

当市議会では、九月二十一日の本会議最終日において、議会の活性化を実現するため、議会の権威と正しい議会のあり方を市民に示し、一党一派に偏しない責任ある議会運営を行うことを内容とする決議を、全会一致で可決しました。

地方分権下における市議会の活性化に関する決議（要旨）

当市議会では、平成10年から12年にかけて、過去2回にわたり、市議会活性化検討委員会を設置し、地方分権時代における議会本来の役割を探り、議決機関と執行機関との対立型をとる民主的な地方制度の趣旨を尊重し、それぞれよい意味での緊張関係を保つことが、真の意味での市民のための市政確立につながるということを確認しました。

今、改めて市議会の使命・真価を考えると、議院内閣制をとる国会での「与党・野党」的な姿勢とは違い、「議会と執行機関は車の両輪」であります。これは、両機関が同じスピードで回り、あるときは片方がブレーキをかけて方向を変えるという、時には対立し時には協調する両輪という意味であり、いつも一緒に回っているわけではありません。

市民・有権者が、執行機関の長である市長とは別にわれわれ地方議員を選び、期待を託す意味合いも、そこにあると認識しなければなりません。そのことを忘れるならば、正常な議会の姿とはいえず、むしろ議会の権威を自ら失墜し、軽視することとなり、地方政治を否定する行為といわなければなりません。

よって、当市議会の活性化を実現するため、改めて当市議会の権威と正しい議会のあり方を市民に示し、地方自治法を踏まえ、一党一派に偏しない責任ある議会運営を行うことを表明します。

市議会講座①

市議会の仕事

今号より、みなさんから市議会をより身近に感じてもらうため、市議会の役割や仕事などをわかりやすい内容で紹介していきます。

今回は、市議会の仕事についてです。

市議会は「議決機関」

市議会は、市民を代表する議員によって構成されており、長岡市政をどのように行えばよいか、その意思を決定するところです。市長は、この決定に従って具体的に仕事を進めることとなります。このような働きから、市議会は「議決機関」、市長は「執行機関」と呼ばれています。

市議会は、毎年三、六、九、十二月の四回開催され、これらを定例会といえます。その他、必要に応じて臨時会を開くこともあります。

市議会の重要な仕事は、市の意思を決めることです。この意思を決定することを「議決」といいます。その主な項目は、次のとおりで、多数決の原則により議決することになっています。

① 条例を制定、改正、廃止すること。

② 予算を決めること。

③ 決算を認めること。

④ 市税、使用料、手数料などに関すること。

⑤ 一億五千万円以上の工事などの契約の締結や二千万円以上の財産の売買に関すること。

⑥ 助役、収入役、教育委員、監査委員などの選任に同意を与えること。

⑦ その他、法律や政令・条例により市議会の権限とされていること。

このほか、議長や副議長の選挙など、市議会内部のことを決定することもあります。

市政のチェックも

大切な仕事

市の仕事の状況を聞き、問題点を指摘することで市政が正しく運営されているかどうかを見ることも、市議会の大切な仕事です。本会議や委員会、質問したり報告を受けたりしながら市政をチェックしています。

議会

日誌



7・27 議会運営委員会

7月臨時会本会議

文教社会委員会

産業環境委員会

議員協議会

9・7 議会運営委員会

9月定例会本会議

（招集日）

決算審査特別委員会

議会運営委員会

12月（2日）

議会運営委員会

文教社会委員会

文教社会委員協議会

14月

議会運営委員会

産業環境委員会

17月

産業環境委員協議会

18月

建設委員会

19月

総務委員会

21月

総務委員協議会

議会運営委員会

9月定例会本会議

（最終日）

